

○伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日条例第35号

## 改正

平成29年2月21日条例第4号

平成29年9月11日条例第17号

伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第4条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関(法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその規程(以下「法令等」という。))の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関(法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある

場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

**第5条** 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる情報照会機関(法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関(法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この条において同じ。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第4条第4

項及び第5条第2項の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 市長及び教育委員会は、この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成29年2月21日条例第4号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年9月11日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条第1項及び第2項関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	1 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療

		<p>保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
		<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付</p>

		<p>又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>障害者の日常生活及び社会生</p>

		<p>活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>2 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>	
	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>	
	<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>	
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業</p>	

		の実施に関する情報であって規則で定めるもの
3 重度障害者（児）の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		母子家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
4 伊豆の国市子育て支援施設条例（平成17年伊豆の国市条例第72号）による保育料に関する事務であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		て規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	6 母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの	
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの	
教育委員会	1 児童生徒に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金の支給及び保険料の徴収に関する情報（以下「国民年金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの



		住民票関係情報であって規則で定めるもの
--	--	---------------------

別表第2 (第5条第1項関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	1 法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報
	2 法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	法別表第2の87の項の第4欄に掲げる情報
教育委員会	1 法別表第2の38の項の第2欄に掲げる事務	市長	法別表第2の38の項の第4欄に掲げる情報
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	2 児童生徒に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			国民年金関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	